

\_\_\_\_\_

2025年3月31日

## 令和6年度第三者評価結果報告書

〒 202-0021

所在地 東京都西東京市東伏見

$$3 - 5 - 3 \quad 6 - 101$$

評価機関名 有限会社 T C P

電話番号 042-452-8021

代表者氏名 鈴木 純平

下記のとおり評価を行ったので報告致します

|           |             |        |    |   |    |   |   |      |   |    |   |    |   |  |
|-----------|-------------|--------|----|---|----|---|---|------|---|----|---|----|---|--|
| 対象事業所     | すまいるスクール清水台 |        |    |   |    |   |   |      |   |    |   |    |   |  |
| 評価者       | 1           | 渡邊敦子   |    |   |    |   |   |      |   |    |   |    |   |  |
|           | 2           | 西川 眞木子 |    |   |    |   |   |      |   |    |   |    |   |  |
|           | 3           | 水谷和美   |    |   |    |   |   |      |   |    |   |    |   |  |
|           | 4           |        |    |   |    |   |   |      |   |    |   |    |   |  |
| 評価実施期間    | 2024        | 年      | 7  | 月 | 12 | 日 | ～ | 2025 | 年 | 3  | 月 | 31 | 日 |  |
| 利用者調査実施時期 | 2024        | 年      | 9  | 月 | 20 | 日 | ～ | 2024 | 年 | 10 | 月 | 31 | 日 |  |
| 訪問調査日     | 2024        | 年      | 12 | 月 | 7  | 日 |   |      |   |    |   |    |   |  |
| 評価者合議日    | 2025        | 年      | 1  | 月 | 31 | 日 |   |      |   |    |   |    |   |  |
| 評価結果報告日   | 2025        | 年      | 3  | 月 | 31 | 日 |   |      |   |    |   |    |   |  |



# 詳細講評

- |   |                    |
|---|--------------------|
| A | 評価項目を実施している        |
| B | 評価項目を実施しているが十分ではない |
| C | 評価項目を実施していない       |

## I 放課後児童健全育成事業の基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

| 通番 | 評価項目                               | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | (1) 理念・基本方針が確立・周知されている。            |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1  | ① 理念・基本方針を確立・明文化し、職員及び利用者等に周知している。 | A  | 学校施設の中にある、区が運営する子どもたちの放課後の居場として、日々の児童の自主的な活動を基本におきつつ、より豊かな経験や、成長を目指すことに重要としています。①放課後等の生活の場②遊び・文化活動の場③放課後等の学習の場の3つの基本機能を提供するため、区の担当指導員と運営委託を受けた「たのしく生きる日常をみんなとつくる」という理念をもつ事業者がその運営にあたっています。委託チームをはじめ業務にあたる職員は、区の基本方針と仕様書等を折に触れ確認し理解を深め、その運営にあたるよう努めています。利用者には区のホームページとパンフレットで、すまいるスクールの意義や活動について情報を伝えています。 |

## I-2 運営状況の把握

| 通番 | 評価項目                                  | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | (1) 運営環境の変化等に適切に対応している。               |    |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2  | ① 事業を取り巻く環境と運営状況を的確に把握し学校と連携して対応している。 | A  | <p>国の「放課後児童対策パッケージ」として、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」とを一体的に運営しています。学校との連携は、年1回の運営協議会の実施、職員生活指導夕会に毎週金曜日に担当指導員が参加するほか、担任の先生との日ごろの会話から学校側と情報を共有しています。また、学校だよりやクラスだよりを共有してもらい、学校の動きにも着目しています。</p> <p>※運営協議会には学校管理職、学校地域コーディネーター、すまいるスクールの外部講師、当運営の委託事業者、区担当指導員が参加し、情報共有を行っています。</p>     |
| 3  | ② 運営上の課題を明確にし、具体的な取組を進めている。           | A  | <p>区の課題等は、全すまいるスクールが会して月1回実施される全体会議で提起されます。具体的な取組についての検討は、ブロック会議で行われています。37のすまいるスクールは6ブロックに分けられ、当すまいるスクール清水台は第6ブロックに所属しています。</p> <p>清水台としての課題は、年間事業計画策定時に抽出しています。また、委託チーフやサブチーフとの意見交換、毎日2回のミーティングで日々運営上の問題等を共有しています。ミーティング時の記録や児童・保護者対応記録などを基に、年間を通しての振り返り時にも再確認しています。</p> |

### I-3 事業計画の策定

| 通番 | 評価項目                                               | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|----------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | (1) 事業計画が適切に策定されている。                               |    |                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4  | ① 前年度中に翌年度基本方針を踏まえた年度の計画を策定している。                   | A  | 全すまいるスクールが会する全体会議で次年度の方針が周知され、ブロック会議での確認を経て各すまいるスクールの次年度運営の見直しへとつなげています。年間事業計画は、区の担当指導員が毎年2月に作成します。委託チーフ、サブチーフと話し合い、地域や学校、すまいるスクールの状況・特性を分析し、3つの機能への取組と翌年度の課題を抽出し、児童対象事業（低学年・高学年）、保護者参加事業、幼保連携事業、児童センター連携事業、地域との協働その他について、前年度の反省を踏まえて具体的な目的・目標、内容を作成しています。 |
| 5  | ② 事業計画をふまえたすまいるスクールの運営や活動内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。 | A  | すまいるスクール清水台の活動内容は、保護者向けの説明会で資料を配付したり、掲示するなど伝えるほか、月1回お知らせを発行し利用登録している保護者に運営や教室、イベント等について、子どもたちの活動の様子とともに配信しています。また、子どもたちには、イベントカレンダーやポスターの掲示で今月の活動の予定を知らせています。                                                                                              |
| 6  | ③ 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。        | A  | 担当指導員と委託チーフ、サブチーフが中心となって、年間事業実施計画の実施状況を確認するとともに、他の職員には4月に周知し具体的な実施に取り組んでいます。教室やイベント実施にはイベント計画書を作成し、目的やねらいを明確にしています。実施後は目的やねらいに則したものになったかを中心に評価・反省を行い、イベント報告書を作成し、次回の改善へとつなげています。                                                                           |

### I-4 放課後児童健全育成事業の質の向上への組織的・計画的な取組

| 通番 | 評価項目                                     | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                          |
|----|------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。           |    |                                                                                                                                                                                                             |
| 7  | ① 放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | A  | 放課後児童健全育成事業としての取組内容や留意点、課題等は全すまいるスクールが会する全体会議やブロック会議で共有し、事業の質向上について検討されています。こうした会議での検討結果を受けて、各すまいるスクールが取り組むべき改善事項が明確になっており、委託職員にも共有しています。担当指導員と委託チーフ、サブチーフとの意見交換を通して、すまいるスクール清水台としての質の向上に向けて、組織の活性化に努めています。 |
| 8  | ② 組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。     | A  | すまいるスクール清水台としての課題抽出は、担当指導員と委託チーフ、サブチーフとの意見交換、委託職員も含めた日々のミーティングで話し合います。また、安全計画を策定し、年間で力を入れるテーマを決めて改善策等を検討しています。                                                                                              |

## Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 担当指導員の責任とリーダーシップ

| 通番                       | 評価項目                                   | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------|----------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 担当指導員の責任が明確にされている。   |                                        |    |                                                                                                                                                                                                               |
| 9                        | ① 担当指導員は自らの役割と責任を委託職員に対して表明し、理解を図っている。 | A  | 担当指導員の役割と責任は運営マニュアルに明記されており、4月のミーティングで委託職員に伝えています。全体会やブロック会議で共有されるすまいるスクール全体にかかわる事項は、委託チーフやサブチーフと密に情報共有し、区の方針や清水台として取り組むべきことを伝えています。実際の児童指導や保護者対応、学校との連携を通して職員の理解が得られるよう努め、担当指導員としての役割と責任を果たし適切な運営支援につなげています。 |
| 10                       | ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。         | A  | 区の職員として、遵守すべき法令やすまいるスクール事業を運営していくうえで必要な知識については、研修や自己研鑽を通して理解を深めています。また、必要に応じて事業の根拠となる法令等と活動に際して守るべき法規等についても、委託職員と確認に努めていますが、活動面でのさらなる検証も必要だと担当指導員として課題を提起しています。                                               |
| (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 |                                        |    |                                                                                                                                                                                                               |
| 11                       | ① すまいるスクールの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 | A  | 担当指導員として、区の方針やすまいるスクールとして取り組むべきこと、運営等について、委託チーフをはじめ委託常勤職員との意見交換を行っています。また、対応策についても検討しています。さらに非常勤職員とは限られた時間内でも何かあれば声をかけ、相談等にも丁寧な対応に努めています。委託職員の作成するイベント計画書を確認する際には、必要に応じて協議を行うほか、実施状況についても見守るようにしています。         |
| 12                       | ② 運営の見直しや業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。      | A  | すまいるスクール清水台が所属するブロック会議への参加により、運営について見直しや実行性を高めるための気づきを得ています。また、清水台としての取組について、日々のミーティングで課題の提起や解決の方向性への示唆ができるよう、情報共有と相互理解に努めています。通常の運営と異なる夏休みの活動について、特に振り返りの項目を設定して職員間で話し合い、課題の抽出と次年度への改善につなげました。               |

Ⅱ-2 放課後児童支援員など人材の確保・育成

| 通番                                          | 評価項目                                            | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 放課後児童支援員など専門人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 |                                                 |    |                                                                                                                                                                                             |
| 13                                          | ① 職員の放課後児童支援員取得状況を把握し、人員配置について計画的な配置体制が整備されている。 | A  | 各すまいるスクールの担当指導員は勤務シフト表は前月の25日までにブロック長に提出することになっています。まず、委託チーフが職員の勤務を調整のうえシフト表を作成し、担当指導員は委託チーフとともに仕様書で定められた人員が確保されていることを確認し、ブロック長に提出しています。また、委託職員の放課後児童支援員資格取得状況については、委託事業者のスーパーバイザーと共有しています。 |
| 14                                          | ② 適正な人員配置に向け職員とともに確認や調整を行っている。                  | A  | 適正な人員配置に向けて、担当指導員と委託チーフが翌月のシフトやイベント時、夏休みなどの職員配置について共有し、仕様書の人数より余裕をもたせた調整をしています。不測の事態には、近隣のすまいるスクールからのヘルプを配置するなど、適正な人員配置の維持に努めています。そのほか、委託事業者のスーパーバイザーも参加する定例会で委託チーフ等と情報を共有しています。            |
| (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。                      |                                                 |    |                                                                                                                                                                                             |
| 15                                          | ① 職員の就業状況を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。               | A  | 委託職員の就業状況や心身の健康状況は、委託事業者内で安全衛生委員会の設置やストレスチェック、健康診断の促進等で管理されています。課題やすまいるスクールの運営に影響する要因があれば、その都度担当指導員に共有されています。担当指導員も現場で職員とのコミュニケーションに努め、常勤職員・非常勤職員の隔たりなく明るい雰囲気職場づくりを大切にしています。                |
| (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。                  |                                                 |    |                                                                                                                                                                                             |
| 16                                          | ① 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し実施している。                | A  | 教育・研修の基本方針は、区職員については区、委託職員については委託事業者でそれぞれ明文化されています。区担当課の年間研修計画が策定されており、担当指導員対象の研修とともに、委託職員が受講可能な研修も設定されています。また、委託職員の育成は、委託事業者内の育成計画に基づいて実施されており、新入職員に対してのOJT研修が行われています。                     |
| 17                                          | ② 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。                     | A  | 委託職員も参加可能な区のアレルギー研修には、常勤職員が毎年順番に2名参加しており、応急処置講習はサブチーフが受講しています。そのほかアーカイブ動画による研修は全職員が受講できるよう時間を調整しています。そのほか、施設内での研修として、心肺蘇生、救命救急、嘔吐処理、侵入者対応などを実施しています。                                        |

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

| 通番 | 評価項目                              | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                                              |
|----|-----------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | (1) 事業主体の運営の透明性を確保するための取組が行われている。 |    |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 18 | ① 公正かつ透明性の高い適正な運営のための取組を行っている。    | A  | 区のホームページで、すまいるスクールの事業について掲載しています。また、区のすまいるスクール施設一覧のページから個別の施設の活動内容と特色を紹介するPDFデータを見ることができ、印刷やダウンロードが可能となっています。そのほか、第三者評価を実施し、その結果を区のホームページで公表しています。                                                                              |
| 19 | ② 運営の透明性を確保するためお知らせや周知を行っている。     | A  | 毎年度の学校説明会では、すまいるスクールの活動についても説明しています。そのほか、区児童センター合同事業「わっくわくランドしながわ」にすまいるスクールとしてブースを出しました。イベントの参加者にすまいるスクールの事業を知ってもらうきっかけにもなっています。<br>家庭科室前ですまいるスクールの受付を行う際には、廊下を利用して、登録していない子どもや面談で学校に訪れた保護者にも見えるよう、すまいるスクールの活動について伝える掲示を行っています。 |

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

| 通番 | 評価項目                                        | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | (1) 地域との関係が適切に確保されている。                      |    |                                                                                                                                                                                                                            |
| 20 | ① すまいるスクールと地域との交流を広げるための取組を行っている。           | A  | すまいるスクールの事業を行う清水台小学校は、旗の台駅から程近い品川区の最南西部、大田区と目黒区に隣接した閑静な住宅街にあります。児童数は、ここ数年間増え続け、学校中が活気にあふれています。すまいるスクールでは、地域のボランティア講師によるお話会、あそび教室、野球教室などを実施しています。学校管理職、学校地域コーディネーター、すまいるスクールの外部講師も参加して実施する運営協議会では、学校地域コーディネーターとの意見交換をしています。 |
| 21 | ② 外部講師（ボランティア）等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。 | B  | 外部講師（ボランティア）等の受け入れは運営マニュアルに沿って、ボランティア登録することになっており、ボランティア保険加入も明記されています。目的や内容を担当指導員と委託チーフが確認し、外部講師（ボランティア）と内容を調整しています。活動中に知り得た児童や保護者等の個人情報やプライバシー保護については確認書を取り交わすことが望ましいです。                                                  |
|    | (2) 関係機関との連携が確保されている。                       |    |                                                                                                                                                                                                                            |
| 22 | ① すまいるスクールとして必要な社会資源を把握し、関係機関等との連携を図っている。   | A  | 運営に必要な関係機関とのつながりについては、学校、児童センター、子ども家庭支援センター、児童相談所等との連携、要保護児童対策地域協議会への参加など、子どもの状況を把握し、子どもの安全確保と健全育成に努めています。                                                                                                                 |

### Ⅲ 適切な育成支援の実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の育成支援

| 通番                                          | 評価項目                                         | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。                |                                              |    |                                                                                                                                                                                                     |
| 23                                          | ① 子どもや保護者等を尊重した育成支援について共通の理解を持つための取組を行っている。  | A  | 利用登録書兼児童状況票と保護者との面談で、子どもや保護者の状況を把握しています。学校や子ども家庭支援センター等と共有した情報は職員間に周知し、共通の理解のもと支援をしています。子ども同士のトラブルは両者から聞き取りをし、子どもの気持ちを大切に援助しています。月1回の「子どもを語る会」で、近々の子どもの気になる様子などを話し合うようにしています。                       |
| 24                                          | ② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した育成支援を行っている。          | A  | 子どもや保護者に関する個人情報は鍵のかかる場所で適切に保管しています。必要に応じて取り出す際にも、外部の目に触れないようにしています。電話や対面での相談等はプライバシーに配慮して別室で対応しています。子どもに話を聞く際にも、場所を移すなど、子どもが話しやすいようにしています。子どもの荷物は職員が見える場所に置いて、安全とプライバシーに配慮しています。                    |
| (2) すまいるスクール登録・利用に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 |                                              |    |                                                                                                                                                                                                     |
| 25                                          | ① 利用希望者に対して必要な情報を提供している。                     | A  | 区のホームページですまいるスクールの情報を発信しています。新1年生には登録に必要な書類を郵送し、低学年や利用希望者にも登録関係書類を配布しています。利用登録案内には手続きの流れや必要書類、利用料や減額・免除制度の詳細が記載されています。年2回の保護者説明会は、すまいるスクールの詳細や活動内容を説明しています。                                         |
| 26                                          | ② すまいるスクールの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 | A  | 新1年生及び低学年や新たな利用希望者には、登録関係書類を配付しています。利用にあたっての保護者説明会で詳しい内容を説明しています。電話での問い合わせや見学希望者にもパンフレットを用意しています。利用開始後は、変更内容やお知らせ等について、携帯端末を利用した入退室等管理システム「すまっぴ」で配信しています。毎日のお迎え時にも変更があれば内容を伝え、子どもにもわかりやすい説明に努めています。 |

|                                   |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) 子どもや保護者等の信頼関係の向上に努めている。       |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 27                                | ① 子どもや保護者等との信頼関係を<br>図るうえで、すまいるスクールとして意識<br>的に取り組んでいることや仕組みがあ<br>る。 | A<br><br>保護者のお迎え時はコミュニケーションを大切に、子どもの様<br>子を伝えています。「すまっぴ」による配信では、毎月のお知<br>らせに職員の日ごろの思いを掲載し、信頼関係の向上に努<br>めています。子どもとは子どもの意向をよく聞き、思いを受け<br>止め話しやすい関係作りに心がけています。子ども同士のト<br>ラブルの際は、解決の道を見つけられるよう支援し、アフター<br>フォローもしっかり行うよう努めています。                                                                                                                                                |
| 28                                | ② 子どもの学年や発達段階に応じた<br>伝え方の工夫や活動内容の提案・設<br>定を行っている。                   | A<br><br>全体に話をする時は伝わりやすいように説明して、子どもの<br>理解度に合わせ個別に対応をしています。掲示は漢字にル<br>ビをふるなど、低学年にもわかりやすいポスター作りをしていま<br>す。教室や活動内容は、身体的発達を考慮して場所を分<br>けたり時間を区切ったりして取り組み、その日の状況を次回<br>に活かし、子どもが充実した活動ができるように工夫していま<br>す。                                                                                                                                                                     |
| (4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 29                                | ① 苦情解決の仕組みが確立してお<br>り、周知・機能している。                                    | B<br><br>保護者からの苦情申し立てがあった場合は、正確かつ迅速<br>な対応を心がけており、苦情の内容等は速やかに職員間に<br>共有しています。また、主管課等への報告、学校との共有に<br>ついては定めて対応しています。<br>今後は、苦情や相談窓口として、担当者や責任者、連絡<br>先、連絡方法を文書に明示し、掲示や配信、またホーム<br>ページなどへの掲載が望まれます。<br>また、統一した対応ができるように苦情受付時の対応フロー<br>チャートなどの作成にも期待します。                                                                                                                     |
| 30                                | ② 利用者が相談や意見を述べやすい<br>環境を整備し周知している。                                  | A<br><br>保護者には、日ごろよりお迎え時の会話、参加カードの備考<br>欄を活用した連絡などコミュニケーションの機会を作り、信頼<br>関係の構築に努め、話しやすい雰囲気作りに努めていま<br>す。また、相談や意見を受け付けていることを保護者説明<br>会で周知しています。<br>子どもたちとは、日ごろの遊びを通して信頼してもらえるよう<br>努めるほか、トラブルの際にも子どもの気持ちに寄り添って対<br>応することで、子どもが自分の気持ちや意見を伝えられること<br>が伝わるようにしています。また、「すまいる会議」を実施し<br>て、遊びはじめに子どもの意向を捉えるよう努めています。<br>さらに、子どもたちに対しても、何か気になることがあった時は<br>相談してよいことがわかる掲示などにも期待します。 |
| 31                                | ③ 利用者からの相談や意見に対し<br>て、組織的かつ迅速に対応している。                               | A<br><br>子どもからの気になる発言や相談、保護者の意見・相談<br>は、委託チームとの共有とともに、ミーティングで確認しミーテ<br>ィングノートに記録しています。対応についてもミーティングで検<br>討し、内容によってはブロック長、区の主管課とも共有するほ<br>か、学校側と連携をとって対応する体制ができています。<br>業務日誌への記載、参加状況報告への登録で、区の主管<br>課に毎月情報が共有されています。                                                                                                                                                      |

(5) 安心・安全な育成支援の提供のための組織的な取組が行われている。

|    |                                                               |   |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|---------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32 | ① 安心・安全な育成支援を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。                         | A | 区主管課の取りまとめた危機管理マニュアルがあり、ケガ、食物アレルギー、感染症、光化学スモッグ、風水害、地震、犯罪発生時の対応策と予防策が定められています。また、防災訓練計画、交通安全計画の策定、避難訓練の実施で、リスクマネジメント体制を明確にしています。職員にはマニュアルの内容について、職場内研修を実施したり重要な箇所を抜粋して掲示するなど、理解が深まるよう努めています。そのほか、区立小学校内での事業という立地条件から、小学校の取組に準ずる部分の理解を深めています。                                   |
| 33 | ② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。                  | A | 運営マニュアルで、子どもや職員が感染症に罹患した際の対応方法や学級閉鎖時の対応が定められており、職員間で共有しています。また、子どもの体調が悪くなった場合は、事務室に簡易ベッドを用意し、カーテンで仕切って安静に休める場所があります。そのほか、感染症の蔓延防止のため、子どもたちにはうがいと手洗いを指導し、職員間では嘔吐処理などの研修を実施しています。                                                                                               |
| 34 | ③ 活動中の子どものけがや事故に対し、対処すべきことや保護者等への連絡などが適切に行われ、その取組を職員間で共有している。 | A | 危機管理マニュアルや運営マニュアル等において、けがや事故が発生した際の対応が定められており、職員間で共有しています。事故発生時には、まず事故速報で主管課等と情報を共有し、その後は事故の内容だけでなく原因と経過、再発防止のための改善点を事故報告書で明確にしています。速報、報告書ともに全施設統一様式で記載し、それぞれの内容はミーティングで共有するとともに、再発防止のための検討と実践に努めています。<br>さらに、年1回職員で危険箇所の棚卸を行うリスクアセスメント表の作成と共有、年2回のヒヤリハット分析等、子どもの事故予防に努めています。 |
| 35 | ④ 災害や火事などの発生時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。                    | A | 年度初めに安全計画を策定し、地震や火事に対応する避難訓練を定期的の実施しています。また、保護者も参加する4月の小学校での引き渡し訓練時には、すまいるスクールも参加し、連携した避難訓練を実施しています。<br>さらに、小学校の不審者対応の訓練には担当指導員が参加し、情報を共有しています。                                                                                                                               |

Ⅲ-2 育成支援の質の確保

| 通番                             | 評価項目                                | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------|-------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立されている。 |                                     |    |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 36                             | ① 育成支援について標準的な実施方法を文書化している。         | A  | すまいるスクールは、日々の児童の自主的な活動を基本におきつつ、より豊かな経験や、成長を目指し、子どもの安心、安全な居場所を提供しています。運営にあたり、「すまいるスクール事業運営基本方針」を定め、育成支援に関する基本方針、重要点として基本機能3点、発展的事業・活動4点、そのほかの取組等7点を掲げています。基本方針は、全すまいるスクール間で共有し、方針を基に地域に根差した、各施設の年間事業実施計画を作成しています。                |
| 37                             | ② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。     | A  | 「すまいるスクール事業運営基本方針」は、昨年度計画の評価、反省等を次年度に反映し、区担当課が年度末2月に作成しています。この方針は、各施設で共有し、担当指導員、委託業者に周知しています。                                                                                                                                   |
| (2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。    |                                     |    |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 38                             | ① 育成支援の方針を適切に策定している。                | A  | 区の「すまいるスクール事業運営基本方針」に沿って、「地域、学校、すまいるスクールの状況」「基本方針および今年度取り組む課題」「事業運営目的・目標および内容」を柱に各施設の「年間事業実施計画」を作成しています。今年度の方向性を定めて、教室やイベントは対象学年や取り組みの内容と目的を、明確にしています。外部講師やスクールでのイベントは、前年度のイベントに対する子どもの要望、反応、実施の内容を振り返り、今年度の計画に反映できるように工夫しています。 |
| 39                             | ② 定期的に育成支援の評価・見直しを行っている。            | A  |                                                                                                                                                                                                                                 |
| (3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。       |                                     |    |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 40                             | ① 子どもに関する育成支援の記録が適切に行われ、職員間で共有している。 | A  | 職員は、出勤した際に必ずミーティング記録を確認して、日々の子ども、保護者等の情報を共有しています。日々の昼会で、子どもの前日の様子、状況、当日の流れ等を職員間で情報共有して、夕会時に実施内容を報告しています。支援が必要な子どもについては、巡回相談でのアドバイスや、その日の気づき、その日の支援（対応法）などをまとめたフィードバックシートを参考に、どの職員も、その子どもに適した対応ができるように配慮しています。                   |
| 41                             | ② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。       | A  | 個人情報を含む、保護者、子ども達の記録、文章については「運営マニュアル」に従い鍵のかかる書庫で保管、電子データについては暗号化し、情報漏えいが起きないように管理徹底をしています。個人情報については、共有する内容を一部職員に限るか全職員で共有するかを精査しています。                                                                                            |

#### Ⅳ すまいるスクールの活動に関する事項

##### Ⅳ-1 子どもとの関わり

| 通番 | 評価項目                                  | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|---------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | (1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備     |    |                                                                                                                                                                                                                                              |
| 42 | ① 安心して過ごせる場としての環境を整備している。             | A  | <p>現在学校が改築中であるために、活動場所が限られているので、安全には特に注意しています。子ども達が来る前に、消毒、片付けをして室内を確認し、安全な環境になるように整備しています。</p> <p>さらに、月1回安全点検日を設けています。危険箇所については職員間で検討し、遊具の位置を変えるなどして工夫しています。子ども達には、口頭で遊ぶ時に気をつける事を伝えて、事故を未然に防げるように配慮しています。</p>                               |
|    | (2) 子どもにふさわしい受け入れ体制                   |    |                                                                                                                                                                                                                                              |
| 43 | ① 子どもがすまいるスクールに自ら進んで通い続けられるように援助している。 | A  | <p>子どもが楽しく過ごせるように、毎日イベントを開催するようにしています。開催するイベントはホール、校庭、室内と場所を振り分け、子どもが興味をもって楽しく活動できるように工夫しています。職員は、利用開始の受付時やフリータイム時に子どもへ積極的に声をかけるなどして、信頼関係を構築できるように努め、子どもが安心して過ごせるように配慮しています。</p> <p>カレンダー作り、月1回の集団遊びなど、定例のイベントを実施して継続して利用できるように工夫をしています。</p> |
| 44 | ② 子どもの出欠席を把握し、適切援助している。               | A  | <p>入退室等管理システム「すまっぴ」、出席簿、参加カードにより出欠確認をしています。参加カード忘れ、記入忘れ、不明な部分がある時には、保護者に電話をして確認をとっています。生活環境に不慣れな1年生の対応として、今年度は学校の担任教諭がすまいるカードを回収しているので、午前中にすまいるスクール参加者を確認して、学校の各クラスに職員が迎えに行っています。</p>                                                        |

| (3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 45                             | ① 子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。     | A<br>ホワイトボードや掲示物を活用して、一日のスケジュールや活動、イベント等を子どもに知らせています。遊べる場所、使用できる時間を事前に伝えて、子どもが見通しをもって行動できるように工夫しています。                                                                                                                                                                 |
| 46                             | ② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。  | A<br>ロッカーの使い方、遊具の片付け、手洗いなど基本的な生活習慣は、口頭や掲示物などでわかりやすく伝えて、子ども自身が自主的に身の回りの整理整頓ができるよう促しています。職員は、当たり前のことであっても、子どもが自分で考えて行動した場合は褒めて、子どもの意欲につなげています。                                                                                                                          |
| 47                             | ③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。 | A<br>子ども達の年齢や発達に見合った遊具、図書を準備して、子ども自身が自分の興味関心に合わせて選択できるように遊具の位置などを表示しています。月に1回集団遊びを取り入れて、年齢を超えた交流を通じて他者とのかかわり方を知るほか、自分の気持ちを伝えるなど、社会性を育めるように配慮しています。集団遊びの取組を活用して、現在利用者の多い3、4年生が中心となって、夏休みにはイベントの運営側を経験するなど、リーダーシップを担って自主的な活動ができる機会作りに取り組んでいます。                          |
| 48                             | ④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。         | A<br>子ども同士のトラブルは必要に応じて職員が双方の気持ちを受け止め仲立ちをして、新たに関係が築けるようにサポートしています。帰る時には、嫌なことや気になることはなかったかと、受付職員がさりげない言葉で聞いています。その際に気にあることがあった場合には、ミーティングノートに記載して職員間で情報共有しています。職員は、できるだけ子どものペースを尊重し、子ども達の様々な要望はできるだけかなえるように配慮して、日常のコミュニケーションを通して、子どもが安心して自分の気持ちを打ち明けられるように信頼関係を構築しています。 |
| 49                             | ⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。  | A                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| (4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援 |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 50                          | ① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。            | A<br>配慮が必要な子どもへの対応は、巡回相談時のアドバイスを参考にしています。職員が同じ対応になるように、巡回相談フィードバックシートを活用して、子どもの情報や支援方法についてミーティングで情報共有しています。配慮が必要な子どもの情報は、配慮児童の記録に記載しています。職員は、区の研修などで障害のある子どもについての支援、対応について学び、研修受講者が職員間で中心になり障がいへの理解を深めています。また、支援については、必要に応じて、保護者とも相談し、特別支援学級とも連携をとっています。                                                                                                    |
| 51                          | ② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。          | A                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 52                          | ③ 児童虐待の早期発見に向けた取組や適切な対応を関係機関と連携して行っている。           | A<br>すまいるスクール事業運営基本方針に則り、必要に応じて子ども家庭支援センター（今年度後期から児童相談所）や学校と常に連携を図っています。子どもの気になる様子は、小学校職員、グループ長、ブロック長、本課と相談し、子どもの心身の安全を守るように配慮しています。                                                                                                                                                                                                                        |
| 53                          | ④ 子どもの国籍や文化、習慣等の違いに関わらず、互いを認め合い理解を深めるような取組を行っている。 | A<br>海外にルーツのある子どもとの文化の違いなどは、職員が世界の様々な生活の様式、習慣等を伝え、子どもの知識の広がり役につようになっています。日本語以外の言語を使う保護者や子どもとの会話は、携帯型翻訳機「ポケトーク」などを使うことでコミュニケーションを円滑に行い、信頼関係が構築できるように配慮しています。子ども同士のかかわりで気になることがあれば、職員が指導を行っています。                                                                                                                                                              |
| (5) 適切なおやつ（間食）の提供           |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 54                          | ① 放課後児童クラブの時間帯におやつ（間食）を適切に提供している。                 | A<br>区として、7大アレルギー（令和7年度からは8大）になる材料を使用しないものを提供しています。利用申し込み時に、保護者からアレルギー調査票を提出してもらい、アレルギー等への配慮が必要な場合は保護者と面談し、配慮の程度を確認しています。アレルギーに配慮が必要な子どものロッカーの位置は固定し、エピペンが緊急時にすぐに取り出せるように配慮し、アレルギーのある子どもの情報一覧はファイルにまとめて、共有しています。また職員は、食物アレルギーの研修を受講しています。アレルギー対応マニュアルは事務室に置き、職員間で周知していますが、緊急時の対応を考えて、すぐに目につくところに図式化されたものを掲示して、日常的に職員が迅速な対応への意識をもてるように工夫すると、さらに安全な取組となるでしょう。 |
| 55                          | ② 食に伴う事故（アレルギー、窒息、食中毒等）を防止するための対応を行っている。          | A                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| (6) 安全と衛生の確保 |                        |                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 56           | ① 子どもの安全を確保する取組を行っている。 | A<br>子どもの安全を守るために、危機管理マニュアルがあります。すまいるスクール安全計画を作成して、「安全点検」「児童・保護者に対する安全教育等」「訓練・研修」「再発防止策の徹底」について実施計画を定めています。すまいるスクール利用時の災害を想定した避難訓練を実施しています。子どもの下校時は、同じ時間の子どもがまとまって定刻に校門を出るよう促し、児童見守りシステム「まもるっち」を携帯していない時には貸し出しています。 |
| 57           | ② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。 | A<br>各部屋、遊具の消毒、点検を行っています。感染症発生時の嘔吐処理の方法は研修等で手順を学んで対応し、嘔吐処理セットも準備しています。今後は、感染症が流行する前に模擬で嘔吐処理の実施をして、迅速に対応できる工夫をされるとさらに良いでしょう。                                                                                         |

#### IV-2 保護者・学校との連携

| 通番          | 評価項目                                      | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|-------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 保護者との連携 |                                           |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 58          | ① 保護者との協力関係を築いている。                        | A  | 年2回の保護者会や発行するお知らせ等で、すまいるスクールの取組が伝わるよう努めています。職員は、保護者との信頼関係が構築できるように、日々の送迎時の声かけやコミュニケーションを大切にしています。保護者との電話での連絡等については、電話を受けた職員、内容、返信が必要かなど誰が見ても対応ができる電話記録簿があり、情報共有をしています。子どもの様子、すまいるスクール内での事故や怪我、トラブル等は迅速に対応し、保護者には電話やお迎えの際、事実のみを客観的に伝えて理解を得られるようにしています。必要に応じて個人面談を行い、家庭とすまいるスクールで子どもの情報を共有できるようにしています。保護者とのやり取り等は、ミーティングノートに記載し職員間で情報共有しています。 |
| (2) 学校との連携  |                                           |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 59          | ① 子どもの生活の連続性を保障するため学校との連携を図っている。          | A  | 週1回、学校の職員生活指導夕会へ出席して情報共有をしながら、学校とすまいるスクールの生活の連続性を大切にして、学校便りでの情報提供、必要に応じて、直接担任と情報交換をする場合もあります。年1度、すまいるスクール運営協議会を開き、学校管理職、地域コーディネーター、外部講師等にすまいるスクールの運営情報の発信をして情報共有を行っています。                                                                                                                                                                    |
| 60          | ② 放課後等の子どもの充実した活動を展開していくために、学校との連携を図っている。 | A  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

## IV-3 子どもの権利擁護

| 評価項目                         | 評価 | 講評                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 子どもの権利擁護                 |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 61 ① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 | B  | <p>子どもが一人の人間として、その尊厳が尊重され、その権利が保障されるように、子どもの人格を辱める言動をしないことを職員間で確認しています。子どもを肯定的に受け止めない、人権侵害にあたる事例など、世間、他施設での事例があった時には職員間で情報を共有して、自分たちの対応等への意識を再確認しています。研修などでの話合いで、自分の対応を振り返り、他職員の気になる言動については委託チーフから声をかけて改善につながるように努めています。研修等でお互いの意見を交換したり、対応を考えるだけでなく、今後は書面での設問による自己の振り返りをする事で、客観的に自分自身の言動を見る機会を設け、さらに取組を深められることが期待されます。</p> |

# 総 評

## ◇特に良いと思われる点

○子ども達の自己肯定感、主体性が育まれる取組を実施しています

月に1回、「みんなで遊ぼう」の日を設けて計画的に異年齢での交流の機会を設けています。この取組では、子どもたち自身が何をしたいかを把握するために、いくつかのイベントの例をあげて子どもたちがやってみたいイベントにシールをはる方法での投票をしてもらい、その結果を実現できるようにしています。さらに、利用者が多い3、4年生のリーダーシップが発揮できるように、子どもが得意そうなイベント時にキャプテン、リーダーを職員からお願いして、子どもの得意なことを認めることで、子どもの自己肯定力、主体性を育てています。

○すまいるスクール運営のために委託事業者内で万全な体制を整え、担当指導員との密な連携のもと、子どもたちの放課後の安全安心な居場所を提供しています

区の職員が担当指導員として、すまいるスクール清水台の最終責任を担っています。すまいるスクールの運営は、区の定めた仕様書を基に委託事業者が委託チーフを中心に担っています。担当指導員、委託チーフ、サブチーフそれぞれの間の情報共有を迅速に丁寧に行うよう努めています。さらに、委託事業者内、委託事業者と担当指導員との情報共有も、定期的なスーパーバイザーとのコミュニケーションにより維持しています。また、「報告・連絡・相談」の徹底と、課題の抽出と改善点についてすぐに検討する姿勢が円滑な運営につながっています。

○学校との連携を通じて、子どもの育ちを見守っています

週1回、学校の生活指導夕会へ参加して、担任教諭、養護教諭との情報共有をし、運営協議会ですまいるスクールの情報を提供し、学校とすまいるスクールの生活の連続性を大切にしています。例えば、子どもの学校での状態は委託事業者独自の個人チェック表を活用して、一人ひとりの子どもの状況の把握しに努めています。さらに、学校からの情報を得て一人の子どもを多角的にみることに努め、学校とすまいるスクールで協力し、様々な場面で子どもへの継続的な支援が実現できるようにしています。

## ◇更なる改善が望まれる点

●子どもの人権に関する意識を客観的に確認する機会が望めます

職員は、子どもの尊厳と権利を尊重し、辱める言動を避けるようにしています。心配な事例があった際は職員間で情報を共有し、すまいるスクールでの対応を見直しています。また、子どもに対して肯定的な言葉を使うよう心がけています。そのほか、研修での話し合いやリーダーの声かけを通じて子どもへの対応の改善を図っています。今後は自分の行動を書面で振り返ることで、客観的に自分の言動を確認し、さらに取組を深められることが期待されます。

●児童指導員としての専門性の向上と常に最新の情報や知識を共有できるよう、区と委託事業者の更なる連携に期待します

職員一人ひとりが強い責任感のもと、真摯に業務にあたっています。常勤職員の配置も多く、放課後児童支援員の資格取得者も多い体制により、安定した運営に行われています。今年度は小学校施設の改築等もありましたが、職員それぞれの工夫で大きな混乱もなく過ごすことができています。

今後は保護者対応や特別支援児の対応における、職員のさらなるスキルアップも課題としています。委託事業者との連携による育成計画の検討とともに、区としての育成環境の拡充にも期待します。